

第31回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年8月21日(金)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 24名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	3番 高浦 芳一
4番 篠原 覚	5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝
7番 渡邊 邦男	8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男
10番 多田 總一郎	11番 山下 和彦	12番 宮嶋 十郎
13番 中川 喜一郎	15番 佐久間 正夫	16番 奥野 政義
17番 峯下 健次	19番 佐久間 保夫	20番 地引 正和
21番 御園 豊	22番 葛田 吉弥	24番 渡邊 喜一
25番 笹生 猛	26番 藤井 幸光	27番 佐久間 清

5 欠席委員 2名

14番 板倉 保 18番 川名 康夫

6 出席事務局職員 4名

佐久間事務局長 在原副参事 鈴木主幹 高品副主査

◎開 会

平成27年8月21日午後3時00分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第31回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は26名中24名でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。14番、板倉保委員、18番、川名康夫委員。

次に、おくれる委員の報告を申し上げます。11番、山下和彦委員、22番、葛田委員からおくれる旨の報告がありました。

◎議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

16番、奥野政義委員、17番、峯下健次委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

議案第1号についてご説明いたします。議案1ページをごらんください。本件は、市内在住の所有者が、みずから資材置き場として転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりであります。

なお、本件については、平成27年8月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料1ページの位置図をごらんください。申請地は、特別養護老人ホーム〇〇〇〇の南側約500メートル、平成通りたちばな交差点の西側約300メートルに位置し、住宅、山林が混在する第2種農地と判断されます。

今回の転用についてですが、現在申請人は、自宅敷地内を利用し塗装業を行っていますが、その広さから請負できる業務が限られているとのことで、今後事業の拡大として鉄骨などの長尺物や建物の屋根、外壁などの業務も行うため、その長尺物の作業スペースや置き場、建物等の作業用の足場置き場、資機材の搬入用車両の出入などから転用したいとのことです。

当該地の具体的な利用については、総会資料2ページに土地利用計画図を添付しております。

また、総会資料3ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告

を求めます。

12番、宮嶋十郎委員。

○12番（宮嶋十郎君） 12番、宮嶋です。

現地調査の説明をします。8月8日に申請人で塗装業の〇〇〇氏より、現地の確認をしてほしいということで来ましたので、午前10時、そのころ神納の多田さんを補助員として現地を見ました。

地目は畑です。現在はもう長年耕作されておりませんので、耕作放棄地と見ます。資料3ページの写真を見てください。こちらを説明します。父親は平成19年10月23日に亡くなりました。8年前です。8年前まで大根農家に畑として貸しておりましたが、その後、畑は耕作されず荒れたままになっております。宅地開発業者より再三再四にわたり売ってほしいと催促されましたが、子供が帰ってきたときに必要かと売却しませんでした。申請地と自宅は約40メートル離れております。土地の面積は約2反。このたび〇〇〇君36歳が、父、〇〇〇氏より経営移譲され家業を引き継ぐことになりました。〇〇君、塗装業、妻と子供2人でアパート住まい。経営移譲された後、事業の場所を拡大するため、自宅内にある作業場と材料置き場を全て撤去して申請地に移します。作業場を片づけた後は、〇〇君の住宅を建てる予定です。私としては、申請人、〇〇〇氏の長期的な事業計画であり、後継ぎ計画であると感心しております。ぜひ委員の皆様の同意を得たいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 以上でございますが、調査に同行した多田補助員から補足の説明があれば、お願いいたします。

○10番（多田總一郎君） 10番、多田です。

ただいま宮嶋委員のほうから説明、報告のとおりでございます。去る8月8日現地調査及び確認したところ、特に問題はないと思われまます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長(中川喜一郎君) 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局(在原浩一君) 議案第2号整理番号1についてご説明いたします。議案2ページをごらんください。

本件については、君津市の法人が、市内在住の所有者から申請地を売買により取得し、農地2筆で合計3,701平方メートルの計画区域内に、戸建て住宅20棟を建築し建て売り分譲しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成27年8月4日に申請書の提出がなされております。

総会資料4ページの位置図をごらんください。申請地は、蔵波中学校の西側、平成通りを挟んだ反対側約150メートル、〇〇〇〇の東側約350メートルに位置し、東側は市道や住宅が分断要素となり、北側は市街化区域、西側は住宅と山林が混在する第2種農地と判断されます。当該地は、周辺の市街化が進んでおり、病院や商業施設、また蔵波小学校、中学校に近く、良好な住環境から転用したいとのことです。

排水関係については、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理し、地先排水路に放流、雨水については、雨水浸透貯留施設を設置の上抑制し、オーバーフロー分を汚水雑排水と同じく地先排水路に放流する計画であります。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが、市の都市整備課において行われており、既に協定の締結がなされております。

また、隣接農地については、所有者に説明をして承諾を得ているということでした。

総会資料6ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(中川喜一郎君) 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長(地引正和君) 20番、地引です。

議案第2号の整理番号1号の1及び2については、譲り受け人が譲り渡し人から売買により取得して建て売り分譲住宅地へ転用しようとするものであり、8月11日に運営委員会を開催して、現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたし

ます。

現地確認には譲り受け人及び代理人に出席いただき、午後2時15分から実施いたしました。現地では対象農地の確認をするとともに、現地においての説明をいただきました。

現地での主な質問及び質問に対する説明は次のとおりです。

まず、計画区域の高低差への対応については、高低差が約7メートルあるが、基本的に現況を生かした造成とし、1棟ずつ段をつけて造成を行うとのことでした。

次に、新たに整備する道路について、ふたつきU字溝を設置し、透水性舗装により整備するとのことでした。

計画区域内の公園については、位置などは決まっているが、遊具、ベンチなど、何をどのくらい設置するかは、市の都市整備課と協議の上、決定するとのことでした。

審査会には、譲り受け人の代理人に出席いただき、午後3時30分から市役所会議室にて行いました。事務局からの議案説明を受けた後、譲り受け人の代理人からも説明を受けました。

続いて、各委員から質問があり、譲り受け人の代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

建て売り分譲について、袖ヶ浦市での実績はあるかの質問について、個人の住宅の建築はあるが、袖ヶ浦市でこの規模の事業は初めてとのことでした。

造成に使用する土についての質問では、山砂を購入するとのこと、購入先と搬入経路の説明がされました。

次に、排水関係の質問でしたが、排水経路について、代理人の説明と地元委員が把握している現況との相違があり、明確な説明ではありませんでした。

事業計画の隣接地権者への説明については、測量業者が境界同意書、開発同意書の受領時に説明を行い同意をいただいたとのことでしたが、説明者が出席しておらず、どのような説明をして、どのような状況だったか不明であり、明確な説明はいただけませんでした。

このほか、工事から販売までのスケジュール、文化財調査など、他法令に対する手続状況の説明を受けました。

譲り受け人の代理人が退席後、運営委員会委員による討論を行ったところ、排水関連のほか隣接地権者への説明内容において、そのときの状況など明確な説明が得られなかった事項があり、的確な審査の条件説明に至っていないとの意見が出ました。

採決の結果、明確な説明が得られなかった事項を初め疑問点もあるため、その確認が必要とのことから、運営委員全員一致にて議案第2号の整理番号1号の1及び2については継続審議となりました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第2号の1について、運営委員会においては継続審議とのことでした。

継続審議に賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については継続審議と決定いたします。

次に、議案第2号の2についてですが、議案第2号の2ないし議案第2号の6については、平成27年8月17日付で取り下げ願が提出され、これを受理いたしましたので、本日の審議案件ではなくなりました。このことについて、事務局の説明をお願いします。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第2号整理番号の2ないし6については、建て売り分譲住宅への転用として、平成27年8月3日に申請書の提出がされ、運営委員会案件であったため、平成27年8月11日に運営委員会を開催し、現地の調査及び状況の確認とともに審議をいただきました。

現地調査では区域の土地利用計画の説明などを受け、審議においては造成関連や完了までの計画、前の許可済み地の状況などの説明を受けました。運営委員会での採決の結果は継続審議となっておりますが、申請者から許可済み地の建築工事の進捗状況から、その工事を進める必要があるとの判断により、平成27年8月17日付で取り下げ願の提出があり、これを受理し取り下げとなりました。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号の7についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第2号の整理番号7についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、木更津市在住の個人が、市内在住の親族から申請地を贈与により取得し住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成27年7月6日に申請書の提出がされております。

総会資料10ページの位置図をごらんください。申請地は、高谷、市営墓地公園の南側約1,000メートル、国道409号線と県道千葉鴨川線の交差点付近に位置し、山林や高低差により分断される第2種

農地と判断されます。

土地利用計画については、総会資料11ページのとおりであり、排水については、汚水雑排水は市の農業集落排水に接続し、雨水については浸透弁の設置により敷地内にて処理する計画となっております。

総会資料12ページに現地の写真を添付しております。

なお、本件は、先月の審議について、現地調査が実施されなかったことから保留とされておりました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

9番、佐久間政男委員。

○9番（佐久間政男君） 9番、佐久間です。

現地調査の説明させていただきます。7月24日午後7時、申請人の〇〇さん立ち会いのもと、現地を確認しました。現地は、高谷交差点から国道409号線を牛久方面に300メートルほど行った右側に位置します。

資料13ページで説明いたします。13ページの①ですね、向かって南側、左です。住宅が1軒建っております。奥になります西側、休耕の畑です。右側の北側は国道409号線です。

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の7について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の7については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 買受適格証明書発行の件（耕作目的）

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 買受適格証明書発行の件（耕作目的）を議題といたします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 議案第3号の整理番号1につきまして説明させていただきます。

総会資料4ページをごらんください。議案第3号整理番号1につきましては、袖ヶ浦市の実施する公売に参加するための買受適格証明の発行に係る案件です。この入札に参加するための買受適格証明書の発行の可否についてご審議いただくことと、権利者がこの買受適格証明書の発行を受けまして入札で落札した場合、農地を農地としての取得であることから農地法第3条の許可が必要となります。この3条許可申請についても提出をさせていただいておりますので、本申請についても許可とするか、あわせてご審議をお願いいたします。

袖ヶ浦市による公売に係る物件につきましては、総会資料14ページから16ページに整理番号1の位置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。

総会資料15ページが売却区分番号52の1で、総会資料15ページの左上に番号を記載しております。飯富字平沼774番、775番です。

袖ヶ浦市の公売に係る物件は、1件で2筆となりますので、ご確認ください。入札日は、平成27年9月1日となります。

議案4ページをごらんください。議案第3号整理番号1につきましては、売却区分番号52の1の入札に参加したいとする案件で、申請理由は農業経営の拡大であります。

会議資料17ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、河川敷であり草刈りをして管理しているとのことです。また、進入路がなく、20年以上前から山林となっている土地とのことです。貸付地がありますが、戦後間もなくに先代が貸した土地で、現在も借り受け人が耕作しているとのことです。

農機具等については、耕作地を耕作する上で必要な機械を保有しているものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、世帯で300日とのことです。下限面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。田については、これまでどおり水稻を作付し、耕作の折には近隣農業者と相談して作付するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見を求めます。

本件の担当地区の委員は川名委員であります。本日欠席のため、柳井委員が代理で説明することとなりますので、よろしくお願いいたします。

5番、柳井委員。

○5番（柳井 進君） 5番、柳井です。川名委員が〇〇さんと会って、その説明を受けた内容について、8月18日報告を受けましたので述べさせてもらいたと思います。この春、別な土地買受適格証明書発行の件で許可を受けまして農地をふやしたわけですけれども、さらにこの土地を入札で取得して規模を拡大したい、米をつくりたいということです。現在〇〇さんは1人ですが、農繁期には蔵波に住んでいる弟さんに手伝ってもらって農作業を進めているところです。私も〇〇さんにお会いしましたけれども、農業に対しての意欲があると感じました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 説明は終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、農業というのは地域で支え合っとうまくいっていると思うのですね。こういうふうによその人が入ってくると非常にまずい。というのは、例えば水田の場合であれば、ポンプの設置、それから取り外し、運転管理、そういうものは全部地域の人が順番でやっていくのだけれども、よその人が来ると、そういうやつはもう全然やらないし、出てこないし、そういう点で非常にまずいのだよね。だから、いつも言っているのだけれども、その地域の人に公売というか、そういうあれで買ってもらうというふうにはできないものですか。それを私言いたいのですけれども。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 公売につきましては、市民平等に参加されるという形ができておりますので、その中で今回〇〇さんが入札に参加したいという形で手を挙げられました。もちろん納税課のほうでも飯富地区のほう、近所の農家の方たちにお声をおかけしたのではないかと思いますけれども、手が挙がらなかったというような状況があるのではないかと思います。ただ、渡邊委員がおっしゃるとおり、農地は地域で耕作するものだということは重々承知しております。私どものほうも今回の入札に当たって、申請する折には近隣の農業者の方によく相談して耕作してくださいというお願いを申請人の方にさせていただいております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第3号の1については、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として執行機関において落札した場合は許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の1については、申請のとおり証明書の交付をすること並びに落札した場合は許可書を交付する附帯決議を可決することと決定いたします。

◎議案第4号 平成27年度第5次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 平成27年度第5次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第4号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が4件で276.49アールとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）5ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

○○○○さんですが、申請面積は178.15アール、更新でございます。

○○○○さんですが、申請面積は25.43アール、更新でございます。

○○○○さんですが、申請面積は62.14アール、更新でございます。

○○○○さんですが、申請面積は10.77アール、こちらは新規となっております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊です。

○○さんという、○○○○の人、これはどんな農業をやっていますか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） ○○さんですけども、渡邊委員はその当時委員でおられたかもしれないんですけども、東京のほうから転職されて農業を始めたいという形で、認定就農者というものを千葉県で資格を取りまして、それで就農された方です。そして、袖ヶ浦のほうで農業のほうを始めて、もうかれこれ5年ぐらいになるでしょうか、非常に一生懸命やっている方で、耕地を少しずつ

やしながら畑作を中心に営農されている方です。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） ○○○○は本当に住宅地なので、機械なんか機械小屋とか作業場とか、そんなのはどうなっているのかなと思って、それでちょっと聞きました。わかりました。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

報告第1号についてご報告いたします。

議案5ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成27年7月1日から7月31日までで、2件です。

続きまして、報告第2号についてご報告いたします。

議案6ページから7ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成27年7月1日から平成27年7月31日までで、8件でございます。

報告は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

◎その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

16番、奥野委員。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。前々回ぐらいなんですけど、地産地消ということで建議を出させてもらうということでございまして、この件について既に皆さんのお手元に内容をまとめたものが届いておりますと思うので、その内容についてはこの場では読み上げませんが、概略申し上げて皆様方のご意見をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

6月の総会で建議書作成の協力者を募り、地産地消を考える会として総勢12名で、この2カ月間を利用して調査研究、検討をしてみました。ここに建議書（案）として取りまとめましたので、農業委員の皆さんのご意見をいただきたいというふうに考えています。本日いただいた意見については、再度検討し、最終的な建議書（案）を9月の総会に提案してご承認をいただければ、10月1日に市長、教育長へ手渡したいというふうに考えています。建議書の提出のかがみ文についてでございます。かがみ文には2通ありますが、建議の内容が学校給食と直売所であることから、それぞれを所管する長宛てとして分けてございます。文面は同一でございます。その文面の内容は、日本の農業の状況と袖ヶ浦市の現状、建議の主題として、地産地消のさらなる拡大を目指した農業と教育施策の改善要望の構成となっております。

建議書の内容についてでございますが、1項目めは（1）、袖ヶ浦産農産物の学校給食の利用促進についてでございます。学校給食での袖ヶ浦産野菜の利用率は、国基準の30%を超える39%であります。まだまだ拡大の余地がありますので、その改善を次の4点にまとめさせていただきました。

1点目として、食材の調達が入札制度となっていることから、入札の仕様に袖ヶ浦産の限定または最優先を原則としていただきたいということ。

2点目といたしましては、生鮮品のほかに冷凍品や加工品が多く使われていることから、袖ヶ浦産野菜に転換してもらうために、調理方法や仕入れ方法を再検討していただきたいということでございます。

3点目といたしまして、地産地消の推進組織といたしまして学校給食地産地消推進会議がありますが、生産と消費の具体的な調整が必要であることから、作業部会を組織して実質的な調整を行い、推進会議への提案ができるようにしていただきたいということでございます。

4点目といたしまして、袖ヶ浦産野菜の利用拡大には、現状の改善に人手を要することから、人員体制の整備をしていただくということでございます。以上、4点が改善要望にまとめた点でございます。

す。

また、2項目めといたしましては、(2)の農畜産物直売所ゆりの里の設置理念と袖ヶ浦産農畜産物の販売方法についてでございます。〇〇〇〇〇には、〇〇〇〇と〇〇〇に類似する直営の直売所がありますが、ゆりの里は袖ヶ浦市の施設であり、その設置理念は、地産地消、農家経営の安定、地域農業の振興であります。でありますので、これに沿った運営をしていただくため、その改善を次の4点にまとめさせていただきます。

1点目として、市外産、県外産も多く、袖ヶ浦産との競合があるため、地産地消、地域農業の振興などの理念に基づいた運営に見直していただきたいということ。

2点目といたしましては、設置理念に基づく運営の見直しが続けられるよう、行政が定期的に監視の目を強く要望するものであります。

3点目として、地場産の強みと地産地消を生かすようなPR方法をする。

4点目として、地元品の売れ残り回収への指導の4点でございます。こういう形で4点をまとめさせていただきます。

一応まとめといたしまして、今回の建議は袖ヶ浦市農業委員会において初めての行為であります。農業活動が大きく変化する中で、地域農業の振興、また食育の推進という観点から、袖ヶ浦市農畜産物直売所ゆりの里並びに学校給食センターという2つに特化した中での建議とさせていただきました。地産地消のさらなる拡大を目指すものであります。両施設とも地産地消拡大のためには経費の増加等を伴うことが懸念されますが、地域農業の発展のためには必要なものであるというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、概略ご説明をさせていただきましたので、ご意見があれば伺い、またそれらを取り入れた中で9月の総会に提案させていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長(中川喜一郎君) ただいま奥野委員からお話がありましたが、皆さんのほうから意見はございますか。よろしいですか。

○3番(高浦芳一君) 3番、高浦です。

内容もこれから行政等に望む要望等が非常に明確に示されているので、ぜひとも9月の総会で採択していただいて、行政当局に届くように私からもお願いしたいと思いますが、9月の総会で採択された後の処理なのですが、今後行政当局からこの建議に対する継続的な進捗報告なるものを求めていく必要があるのではないかと思いますので、ぜひともそういう、これは事務局にお願いするのか、この総会でどのように取り扱うのか、ちょっとまだイメージが湧きませんが、少なくともこの建議が行政当局の手元に届いた後は、定期的に農業委員会としても進捗を把握する必要があるだろうし、また建議を受けた行政当局からも進捗を農業委員会のほうに報告できるような相互の連絡調整をしっかりといただくことを前提に、建議が成立するように私は望みたいと思います。

○議長(中川喜一郎君) 今高浦さんからご意見がありましたけれども、関連の何かご意見ありますか。

よろしいですか。

○21番（御園豊君） 21番、御園でございます。ちょっと参考に伺いたいのですが、給食センターの取り扱いの中でお米はどのように取り扱っていくのか、次期までに確認しておいていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（佐久間泰利君） 給食センターのお米の話なのですけれども、現在給食センターでは地元の生産者から直接というふうな形で、100%袖ヶ浦産で賄われております。よろしいでしょうか。

○21番（御園豊君） はい、わかりました。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） この件は終了いたします。

ほかに事務局からございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして、第31回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後3時45分 閉会